

第25回平成21年8月臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年8月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前10時5分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野稔	書記	河邊恵
--------	-----	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	宇野準一	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
会計室長	金谷肇	下水道課長	西村良久
建設課長	西原正樹	水道課長	吉田達雄
		保健課長	泉谷貞行
		福祉課長	佐賀義之

5. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定について

日程第 3 議案第 110号 財産の取得について

(提案～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

ことしは不順な天候が続いておりまして、大変遅い梅雨明けとなりましたが、立秋も過ぎまして秋の季節に入ったところでありますけれども、ようやく、からっとした夏の残暑が戻ってくるかというふうに思っていましたところ、昨日の未明にも本町もゲリラ豪雨に見舞われるなど、一部地域でサイレン吹鳴避難勧告が出され、一部の地域の皆さんが体育館、公民館に避難され、また、家屋の浸水など被害が発生した模様です。

被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げ、いち早く出動いただきました職員や消防団員の皆さん、地域の皆さん方々に、関係者の皆さんに心から感謝を申し上げる次第でございます。今後におきましても、けさも静岡県において大きな地震が発生しておりますが、いつ起るか分からない災害に対し、被害を最小限に食いとめるべき、自助、共助、公助の精神で、改めて、その備えについて確認が要るのではないかと考えております。

本日は、豪雨災害のあったところではありますが、盆をまだ控え、何かとご多用のところではありますが、第25回平成21年8月臨時議会ということで、早速に議員の皆さん、理事者の皆さん、ご参集いただきありがとうございます。ご苦労さまです。

本日の議案は1件のみですが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、臨時会の有線テレビの録画放映につきましては、臨時会の議案の内容を緩和し、録画放映をするかしないかについては、議会運営委員会で協議の上、対応するというところに、さきの議運で決定をいただいております。本日の臨時議会については、録画放映しないというふうに決定をされておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、本日の議会は、課長さん方につきましては、関係のある課長さん方の出席でよいという、町長の方にお任せをするということになっておりますので、お二人の課長さん欠席をされておりますが、ご了解をいただきたいというふうに思います。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより第25回平成21年8月臨時議会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時議会に提出されております議案は、議案第110号 財産の取得について1件であり、これを上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、14番 谷口忠弘議員、15番 赤松孝一議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第110号 財産の取得についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

先ほど、議長の方からもご報告がございましたけれども、梅雨が明けたかと思いましたが、まだ、梅雨前線が残っておりまして、そこへまた、台風9号の襲来というようなことで、大変雨によります被害が各地に起っております。

与謝野町におきましても、8月9日の23時4分に大雨、そして、その15分後に洪水警報が発令されました。それを受けまして、11時には警戒本部設置第1号配備ということで16名の職員、そして警戒本部2号を12時35分に設置をしまして、職員は83名出勤してまいりました。

その後、2時前には対策本部に切りかえまして、2号配備ということで、そのまま大雨に対します対策本部を設置いたしまして、対応をしてきたところでございます。そのおおむね、大体の被害の状況でございますけれども、床上浸水が1棟ございました。それから床下浸水が60棟ということでございます。

また、避難勧告も2時50分に発令いたしまして、3地域、大体そのうち加悦小学校に29名の方が、そして加悦奥地区公民館に1名、そして加悦地区公民館に1名、計31名の方が避難をされております。

今後におきましては、まだまだ、田畑、それから町の方の公共的な施設等々、今後いろいろと出てくるかと思いますが、できましたら、できるだけ対応を速やかにしていきたいと思っておりますので、間に合いましたら9月の補正、またあるいは、臨時議会をお世話になって対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いが申し上げたいというふうに思います。

ただいまの大雨被害によります状況をご報告をさせていただき、開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきたいと思っております。

議案第110号 財産の取得についてご説明申し上げます。

今回、購入の除雪ドーザーは、毎年行っております町道等の除雪に12月から使用するものでございます。当機械の除雪区間につきましては、比較的幅員が広い路線から、人家が並ぶ狭小路線まで、多様な除雪が求められる区間でございますことから、かき寄せ、かき上げ作業が角度を変えて行うことができる、いわゆるアングリーリング機能を備えますとともに、路面にはマンホール蓋など、障害物が多いことから、障害物に衝突した際の衝撃を吸収し、運転員に対するショックを軽減させるとともに、機械の損傷を防ぐ、そうした機能を備えた仕様にてしております。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、7月29日に3業者から見積書を徴集いたしました結果、契約の相手方は志摩機械株式会社丹後営業所所長、白数道明。

取得金額は1,084万6,500円で、うち消費税相当額は51万6,500円でございます。

取得予定日は平成21年11月30日とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 皆さん、おはようございます。

お盆前の大変お忙しい中に臨時議会を開いていただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案の110号の説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、今までの経過でございますけれども、今回の除雪車の購入に至りましたのは、平成20年度におきまして、業者の減少に伴いまして、除雪車4台をリースしなければならなくなったことが発端となっております。

土木工事の減少に伴いまして、業者もなかなか除雪機械を保持することが難しくなり、これを解消するには、どういった方法が考えられるのか思案をしている中で、除雪機械の補助制度があることが判明し、研究していく中で国の官報に載っております積雪寒冷地路線に対し、おおむね10キロに1台の補助制度があることがわかり、今回、その制度を活用することとなったものでございます。積雪寒冷地指定路線は、加悦地域の10路線、延長でいたしますと14.45キロが指定路線でございます。今回その路線に除雪車を導入するといった計画としております。

それでは、議案資料の1ページをごらんさせていただきたいと思います。

除雪ドーザーの8トン級、車輪式のアングリングプラウつきの除雪車を購入したいというふうを考えております。除雪機械の主な仕様内容等でございますけれども、メーカーにつきましてはTCM株式会社、いわゆる日立建機の機械を購入をしたいというふうに思っております。

除雪幅につきましては、アングリングといいまして、4ページに、この機械の内容が載っております。アングリングと申しますのは、この除雪排土板の角度を変えられるといった内容になっておりまして、左右に30度、角度を変えることができます。それから、除雪能力につきましては1時間当たり1,900トンといった内容になっております。

それから、次のページめくっていただきまして、今回の除雪車の中での除雪装置の関係でございます。この中で反転エッジ、それから両サイドシャッターのいったものをつけたいというふうに思っております。

先ほどにもご説明があったかと思っておりますけれども、この反転エッジというのは5ページに、その内容が載っております。

近年、下水道の関係で、マンホール等が路面の中にあるわけでございますけれども、路面の、例えば沈下だとか、そういった中で、マンホールがどうしても高くなっているといったケースがございまして、そこをそのままやってくいと除雪車の、特にオペレーターの方に衝撃が伝わってまいります。そういったことを、一定、解消していきたいということで、エッジの方が反転するといったことで、衝撃を少しでも和らげるといった反転エッジをつけております。

それから、両サイドシャッターというものでございますけれども、これにつきましては、どうしても、その場所に除雪車が雪をやっていくと、どうしても縁に残ってくるといったことがございまして、このシャッターを利用することによりまして、一定、雪を、そこにためるといったことがないような両サイドシャッターといったものも、この中で購入をさせていただきたい

と思っております。

その他につきましては、大体、業者が持っておられます、いわゆるタイヤショベルと同等のものでございますけれども、こういったアングリングによりまして効率的には十分、今の通常の土木用の除雪車に比べますと機能が向上するものというふうに思っております。

それから、取得金額につきましては、先ほどの説明にもございましたように、1,084万6,500円といった内容でございます。財源内訳につきましては、補助金が3分の2あるというふうなことで723万1,000円、それから一般財源といたしまして361万5,500円でございます。

7月29日に見積もりを取らせていただきまして、先ほどの町長の説明がございましたように、志摩機械さんの方に受注をお願いするといった内容でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたけれども、何とぞご審議の上ご承認をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

9番（井田義之） それでは、財産の購入案件について、二、三質問させていただきます。

まず、一つ見積もり業者が3社ということなんですけれども、この3社については、どういう方法で決定をされたのか、まず、お尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

与謝野町に本店がある業者と申しますのは、江笠建材部式会社が建設機械の販売業者でございます。

それから、志摩機械さんにつきましては、丹後営業所といったものがございまして、この2社につきまして、与謝野町内に本店または営業所があるといった内容になっております。

それから、株式会社レンタリース丹後さんにつきましては、町外業者ではございますけれども、与謝野町内に実際の建設機械の販売、またメンテナンスをやられておるといった事業所さんを持たれておられて、本来、随意契約の場合につきましては、2社以上というふうになっておりますけれども、より競争性を高めたいといった内容から3社とさせていただいた次第でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 私は逆に、2社以上やなしに、もう少し範囲を広げてメンテをやってくれる業者は結構ありますので、その辺から見積もりを取るべきではなかったかなという意味を持って質問をさせていただいたということです。

そこで、7月29日に見積もりを取られたということなんです、6月の議会では、既に予算が執行、認められたわけですね。一つには、きょうの本会議に対する疑問点、臨時会をきょう、なぜしなければならなかったかという疑問点。

それから、そのあと1点は、なぜ4カ月も陸事の認可のために必要なのかなど、私の従来の経験からいいますと、そんなことは普通考えられないということなんです。その辺の説明と、あと1点は、6月に、既にもう予算の決定をしとるわけですから、もう少し早く、その4カ月どうし

てもかかるのであれば、逆にもっと早く臨時会が招集、なぜできなかったのか、その点について
お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

まず、最初に、なぜこの期間がかかるのかといった内容でございますけれども、陸運の届けに
時間がかかるというふうに聞いております。

全部、どういうんですか、完成してから実際に陸運局に届けをしなければならないといった内
容により、そういうふうな内容になっておりまして、それに期間がかかるといったことをお聞き
をしております。

それから、6月で予算が通りながら、なぜこの時期だったのかといった内容でございますけれ
ども、議員がご指摘されるとおり、もう少し早くそういったことも含めて調査をするべきだった
ろうというふうに思っております。

ただ、調査をする中で、どうしても、先ほどいった内容について、期間がかかるといったこと
が判明いたしましたので、そういった内容とさせていただきます。

それから、本来でしたら、この建設機械の補助といったものが、当初予算に計上できればとい
ったことが一番最適であろうというふうに思っておりましたけれども、この建設機械の補助とい
った内容が、今回、初めて補助になったというふうなことで、私どもも最初、申請をさせてもら
ってから、きちっと補助に乗るといったことが、なかなか決定できないといった内容もございま
して、当初予算に計上することができませんでした。その点につきまして、今後、こういった内
容につきまして、詳細を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いい
たします。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） それは、当初予算が一番よかったと思いますし、課長の方から当初予算の要望が
出ておったのかどうか、予算の査定の中にあつたのかどうか、その辺はわかりませんが、
ただ、6月から7月29日までというのは結構あるのでね、その辺がもうちょっと何とかならな
かったのかなという思いがしております。

今、課長が当初予算にということを言われました。先ほども、説明の中でもリース4台をして
地元業者がだんだん重機が少なくなっておるということで、昨年は大した雪ではなかったわけ
ですけれども、その前あたりでも大変除雪が遅くなってきたという苦情が我々の耳にも入ってま
いました。今回、1台だけ購入されるわけですが、いわゆる前回の経済対策、例えば経臨
交にしても、いわゆる安心・安全に重機を買って、除雪対策に充てるということは可能であつた
やろうというふうに思いますが、それについては、全然、そういう予算はなかったわけですが、
提案はされなかったわけですが、今の状態で1台だけ、いわゆる寒冷地対策という部分もありま
すけれども1台だけ買って、あとはリースをされるという状態の中で、与謝野町の除雪について、
万全なのかどうか、1台だけの購入で大丈夫かということなのかどうかをお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思っております。

平成19年度で33業者69台の除雪車を持ちまして、大体200キロ未満、182キロだつ

たと思いますけれども、そういった路線の除雪を行っております。しかし、平成20年になりまして、業者の数も減ってきました4台のリースをさせていただきまして、69台で除雪をさせていただきました。

先ほど、議員の方から時間が遅いじゃないかと、そういったご質問がございましたけれども、平成20年度で、そういったことも含めて、除雪路線の見直しをさせていただきました。

その中で従来、平成19年度以前にやられておった業者さんと、それから、平成20年度でお世話になった業者さんと、若干、路線のずれがございます。そういったことで、当然オペレーターにつきましても、今までしてきたところじゃないところをどうしてもしなければならぬといった点もございまして、やはり従来ずっとやってきた路線と比べますと、やはり慎重になったり、なかなかわからないというふうなところもございまして、どうしても平成20年度につきましても、そういった苦情をお聞きをしております。

業者の方には前もって、現場の方をよく確認しとくようにといった指示をさせていただいておりますけれども、どうしても雪がたまりますと、なかなか現状と、それから雪が降った後の状況というものがなかなか違ってまいりまして、そういったことが、なかなか現実的にはできていないといったようなことだろうというふうに思っております。

この点につきましても、業者の方には十分そういったことも含めて、現地の方はよく見といてくれといったことを今後も指示をしていきたいというふうに考えております。

それから、除雪時間につきましても、府道の方につきましても3時半ぐらいから除雪をしております。私どもにつきましても、担当者がおりまして、山間地域を除きまして、大体3時半から4時ぐらいに三つの地域の担当で、積雪深をはかりまして業者の方に指示を出させていただきます。この時間帯が午前5時から出勤するといった内容としております。本来でしたら、もっと早いことからやっていきたいわけですがけれども、なかなか暗い時期にするということになってきますと、なかなか事故等も起きるといったこともございまして、朝の5時というふうにさせていただきます。

府道と町道とを併用する業者もございまして。そういった内容で、若干、もっと早いこと町道の方も除雪をしておいてくれる路線もございましてけれども、この大体5時というのが今のところの除雪の時間かなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 大変丁寧に答弁していただきました。私は、要は重機が1台の購入ということで、大体まいるんですかというだけの質問をさせていただいたということでありました。

そこで業者の方、大変ご苦労さんです。本当に除雪についてはご苦労さんで、町民の方の理解も、私は逆に不足しておる部分があるんじゃないかなというふうに思っております。例えば、町の方がいつも言っておられる、邪魔になるところに車をとめないでくださいと言われても、どうしてもとめておられる。業者の方がすごい苦労されておる。

それから、自分ところの家の前の除雪はしてほしいけれども、自分ところの屋敷の中には雪を入れてくれるなという方も結構あります。その辺の調整ですね、これは業者に任せるんやなしに、やはり町の方でしっかりと調整をして、除雪がスムーズにいくようにしなければ、ここには空いとるけれども、もう雪は入れてもろたら困るんだというような、身勝手な方がたくさんあると、

どうしても除雪の時間が延びてしまうと。それで、今度は次の地区から苦情が来るという状態だと思うんですが、そういう業者と、いわゆる町の方とがタイアップをして、除雪がいかにスムーズにいくか、重機がいかに有効に使えるか、オペの方にいかにスムーズに仕事をしていただけるか、この辺の調整会議というのはできておるのかどうか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

3地域の区長会の方に、例えば、その年度の除雪計画といったものを、除雪会議の前に説明をさせていただいております。一定、そのことにつきましては、区の方でご了解をいただいているというふうに思っております。

また、先ほど議員の方からもございましたように、町道路線に、どうしても駐車をしてもらったら困るといったチラシも配布をさせていただいております。そういうふうな除雪に対しての協力につきまして啓蒙をさせていただいております。しかし、今、議員、お話がございましたように、そういった町道に車を置いておられるだとか、それから、例えば自分の入り口の前はすかして、その後、除雪車が通ったさかいに、また雪が残っていると、そういった苦情につきましては、当然、建設課の方に入ってきております。私どもにつきましても、どういうんですか、そういった内容のお電話がございましたら、適切に、こういった内容だったんで、申しわけございませんけれども、よろしく願いますといったことを申し添えておりますけれども、なかなかご理解をいただけない方もございます。

今、こういったことで、そういうふうなことが解消すればよいのかといったことでございますけれども、やはり地域の区長さんの方にそういったことも含めて、地元の方におろしていただくといったことも一つの方法ではないかというふうに考えております。そういった点につきましても、地域の方と調整をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 今、課長が言われた家の前の除雪については、いろいろと苦情もあつたり、私は身勝手な苦情が多いんじゃないかと思うんですけれども、苦情もあつたりしとるわけですが、そういう意味で、今度は両サイドシャッターをつけられると、私もこの両サイドシャッターの除雪機械というのを、ちょっと見たことがありませんので、その点についてちょっとお尋ねをしておきたいんですが。片方ずつ、左右独立に操作可能ということになつとるんですけれども、これの大きさ、幅がどれくらいで、高さがどれくらいのもので、それから、その独立に操作ができる、広げるのか、上に上げるのか、どういう操作が可能なのか。と言いますのは、道路幅に対して制限があるわけですね、機械でも自動車でも何でも幅の制限があつて、その幅を超えるときには困るといことになるんですが、このシャッターの意味がちょっと私、家の中に入らないようにする、必要なところに出さないようにするというのはわかるんですが、これをつけておると逆に、しにくいところがあればへんかなと、除雪に。と思うんですが、これの効果がどういう効果があるのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

この両サイドシャッターがいつも出ているわけではございません。油圧式になっておりまして、

従来、どうしても、そこには、例えば交差点の前の方で雪をなかなかそうやって山盛りにするのが、してはいけないといった箇所については、この両サイドシャッターを上げることができます。その場合につきましては、その両サイドシャッターを上げて操作をします。通常の部分につきましては、この両サイドシャッターを下げたままで、例えばアングリングを30度の角度ですとこうやってきますと、雪は路肩の方に寄っていくと、普通の土工用のタイヤショベルでしたら真つすぐにしか押せませんので、どうしても押す力が、量がたまってきますと力がなくなってしまいますので、その雪を横にしていかんなんと、そういうふうな除雪になっておりまして、例えばアングリングを変えることによって、ずっとどういうんですか、その雪自体を路肩の方に寄せていくということになってきますんで、私も、こういった除雪車を町内の業者で使っておるところもございますけれども、普通のところ用に比べますと、相当除雪の効率が早いというふうに聞いております。

それから、両サイドシャッターの高さというふうな質問がございましたけれども、私の方がちょっと今、用意をしております、すみません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 特注になっておりますので、標準装備ではありませんので、しっかりと活用していただけるようにもお願いしておきたいと思っております。

それから、アタッチメントの説明のところで、多種多様の作業に迅速に対応しますということ、私は除雪だけやなしに、私は除雪だけだと思ってたんですが、除雪以外に、この重機については使うんだというのが、ここの説明から判断すると、そういう状態にとれるんですけども、ほかの用途は、この機械についてはどういう用途を想定されておるのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

今、おっしゃいましたようにアタッチメントの交換ができます。したがって、通常で使う場合は、いわゆる除雪をしていくのが主でございますけれども、例えばたくさん送りますと、排せつをしなければならぬと、例えば雪をどこかに捨てないと除雪ができないといったことも想定をさせていただいております、これもアタッチメントを交換することによりまして、その排せつ用にも使える内容になっております。

それから、今回、起きました、例えば、災害なんかでも機械が足りないといった場合につきましては、例えば、泥をすくうだとか、そういったことも可能ではないかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） わかりました。ほんなら、この附属装置の中のスノーバケット1.3リューベというのは、それですね、ほんならペーローダーがわりにも使えるということですか、わかりました。これで質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

本案を決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第110号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。

これで第25回平成21年8月臨時会を閉会します。

大変、まだ暑さも続くというふうに思いますが、ひとつ健康には十分ご留意をいただきまして、9月議会には元気な姿で、また臨んでいただきますように、心からお願いを申し上げます。

ここで、太田町長の方から報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

太田町長。

町議長(太田貴美) 失礼いたします。

京都地方税機構の設立につきまして、いよいよ始動し始めましたので、皆さん方にご報告をさせていただきますというふうに思います。

平成21年7月17日に申請の京都地方税機構の設立につきましては、地方自治法第284条第3項の規定に基づきまして、平成21年8月5日付で総務大臣より許可されましたので、お知らせをさせていただきます。

また、京都地方税機構規約第12条に規定に基づく京都地方税機構の設立後、初めて行う広域連合長の選挙を8月19日、午後4時45分から京都府自治会館において行うということになりましたので、あわせてお知らせいたします。

今後につきましては、9月あるいは10月に広域連合議会議員の選挙を行うということになりますので、この与謝野町議会からも、どなたか1名を推薦をお願いして、設立機構の議会の設立をお願いするというようになりますので、そういう手順で行われるということをご報告させていただきます。以上です。すみません。

議長(森本敏軌)

それでは大変ご苦労さんでした。

(閉会 午前10時05分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員